

特養の相部屋(多床室)に入所する 市区町村民税課税世帯の方等の 部屋代負担について

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する方(ショートステイ利用者を含む。) のうち、市区町村民税課税世帯の方等については、平成 27 年 8 月から新たに「室料相当」 を負担していただくこととなります。

対象者はどのような方ですか?

- A 特別養護老人ホームに入所する方、ショートステイ(短期入所生活介護、予防短期入所生活介護)を利用する方のうち、相部屋(多床室)に入所しており、食費・部屋代の 負担軽減を受けていない方が対象となります。
 - ※ 相部屋(多床室)のみの見直し。
 - ※ 市区町村民税非課税世帯に該当する方など、食費・部屋代の負担軽減を受けている方については、部 屋代負担の変更はありません。

部屋代が上がるのはいつからですか?

🛕 平成 27 年 8 月 1 日以降の部屋代負担が今回の見直しの対象となります。

・実際、いくらの値上がりになるのですか?

- ▲ 具体的な部屋代については、施設と入所者の方などの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせ下さい。
 - ※ 低所得の方の相部屋(多床室)の居住費の基準となる額(基準費用額)については、1 日当たり 370円(平成27年4月時点)から840円へと変更となります。

今回の見直しはなぜ行うのですか?

A これまで、相部屋(多床室)の部屋代のうち、光熱水費については、入所者の方などにご負担いただいていましたが、室料相当の額については、介護サービス費の中に含まれており、介護保険からの給付の対象となっていました。一方で、自宅で暮らしている方や個室に入所されている方は、ご自身で「室料相当」も含めた部屋代を負担されていることから、今回の見直しで、相部屋(多床室)の場合についても部屋代の全体を、入所者の方などの自己負担とすることを原則とするものです。



月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準)が 変わります

高額介護サービス費とはどういう制度ですか?

△ 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。一般的な所得の方の負担の上限は37.200円です。

区分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯)※ <mark>(新 設)</mark>
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円 (世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)*
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

💽 どんな改正が行われるのですか?

△ 特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、相応のご負担をお願いするため、負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

- 🔃 負担の上限の引き上げの対象者はどのような人ですか?
- 同一世帯内に課税所得※1145 万円以上※2 の 65 歳以上の方がいる場合に対象になります。
 ただし、
 - ・同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合 : その方の収入が383万円未満
 - ・同一世帯内に65歳以上の方が2人以上いる場合:それらの方の収入の合計額が520万円未満である場合には、その旨を市区町村にあらかじめ申請することで37,200円になります。
 - ※1 「課税所得」とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。
 - ※2 この基準は、医療保険における70歳以上の高額療養費の限度額に係る基準と同様です。

💽 いつから引き上げが行われるのですか?

◯ 平成 27 年 8 月 1 日以降にご利用されたサービスのご負担分からです。





